入札保証金免除申請書

　　年　　月　　日

奈良県広域水道企業団

企業長　山下　真　殿

申請者　住所

　　　　商号又は名称

　　　　代表者名

年　　月　　日付けで公告のありました、　　　　　　に係る一般競争入札について、奈良県広域水道企業団契約規程第４条第１項各号の規定により入札保証金の免除を申請します。

　なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

（免除申請理由）

１　保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているため。

　　（別途、契約の締結を証する書面を提出すること）

２　過去に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したため。

　　（橿原市との契約実績ではない場合、別途、契約書の写し等、契約の履行を証する書面を提出すること）

３　落札決定後は速やかに契約を締結するため。なお、万が一契約を締結しない場合には、奈良県広域水道企業団契約規程第１１条第２項に定める損害賠償金を支払うことを誓約します。

※　該当する番号を○で囲むこと。

※申請について

橿原事務所業務課宛に、メールかファックスにて申請してください。

メール：[kashihara-gyomu-agrt@union.nara-water.lg.jp](mailto:kashihara-gyomu-agrt@union.nara-water.lg.jp)

ファックス：0744-47-0206

※奈良県広域水道企業団契約規程第４条第１項

（一般競争入札の入札保証金）

第４条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額（入札書に記載すべ

き金額として単価を示すべきことを指示した場合にあっては、当該単価に当

該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第１

１条第２項において同じ。）（再入札の場合にあっては最初の入札の入札金

額）の１００分の５に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなけれ

ばならない。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する者である場合

においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるもの

とする。

(1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した

者

(2) 第２条の規定により定められた資格を有する者で、契約を締結しないこ

ととなるおそれがないと認められるもの

※奈良県広域水道企業団契約規程第１１条

（入札に係る損害賠償）

第１１条 落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関す

る法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第２項に規定する特定事業（以

下「特定事業」という。）に係る契約を締結しようとする場合において、当

該特定事業に係る一般競争入札による落札者が当該特定事業を実施すること

を目的として設立する法人を契約の相手方とするときは、当該法人）が契約

を締結しない場合には、納付した入札保証金は、企業団に帰属するものとす

る。

２ 前項の場合において、当該落札者は、入札保証金の全部又は一部の納付を

免除されているときは、入札金額の１００分の５に相当する額（落札者が入

札保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控

除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。